

亀岡市監査公表第 5 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年5月24日

亀岡市監査委員 関本 孝一
亀岡市監査委員 山本 由美子

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求人

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

2 請求書の提出日 平成30年3月26日

3 請求の内容 (原文のまま)

住民監査請求書

亀岡市監査委員 殿

平成 30 年 3 月 26 日

(請求の要旨)

亀岡市は毎年度、亀岡市自治委員連絡協議会と「自治委員事務委託に関する契約」を締結している。亀岡市自治委員連絡協議会は契約に基づき履行すべき事務を一部履行していないが、亀岡市は委託料の全額を支払っている。また、履行されていない事務のうち、広報誌等の配布については、亀岡市は一部不履行を承知の上で、履行を求めるところか、その補完措置を行う目的で公共施設等に広報物を配備している。

よって、本件請求人は、監査委員がこれらの事実について責任を有するものに対し、不履行分の委託料返還請求、損害賠償請求などの必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

また、亀岡市は平成 30 年度も亀岡市自治委員連絡協議会と同様の契約を締結し、一部不履行にも関わらず委託料が全額支払われる可能性が高いため、故意に履行を怠ってきた亀岡市自治委員連絡協議会と亀岡市との契約の締結を差止める等の必要な措置を講じることを求める。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

(別紙事実証明書)

- ①自治委員事務委託に関する契約書等
- ②亀岡市議会本会議・委員会記録の抜粋
- ③陳述書 2 件

(請求者)

事実証明書は、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 3 月 26 日付けをもって受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が住民監査請求書、事実証明書及び陳述で主張する以下のことを監査対象事項とした。

- (1) 自治委員事務委託に関する契約（以下「本件委託契約」という。）において、非加入世帯に対して業務が履行されていないにも関わらず、亀岡市（以下「市」という。）が委託料の全額を支払っていることは、違法又は不当な支払いかどうか。
- (2) 平成29年度以前から業務の履行が実施されていない事実を知りながら、履行をしていない亀岡市自治委員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と特命随意契約で契約を締結したことは、違法又は不当な契約かどうか。
- (3) 不完全履行が明らかであるにも関わらず、契約を解除せずに本件委託契約書第5条に基づく委託料の全額を前払いし続けていた支出命令は、違法又は不当な支出命令かどうか。
- (4) 不完全履行が明らかであるにも関わらず、支払った委託料の返還請求を行わないことは怠る事実該当するかどうか。
- (5) 契約不履行部分の補完措置を市の負担において行いながら、連絡協議会にその経費を求償しないことは怠る事実該当するかどうか。
- (6) 市と連絡協議会の間で平成30年度において同様の契約を締結し、一部不履行にも関わらず委託料が全額支払われる可能性が高いので、故意に履行を怠ってきた連絡協議会と市との契約締結の差止めを求めるとの主張が妥当かどうか。

2 監査対象部局

総務部

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月16日に陳述の機会を与えた。陳述には請求人4名が出席し、
と
が陳述を行った。その際、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、4名が立会った。また、平成30年4月13日に次のとおり追加の証拠書類の提出があった。

(追加の証拠書類)

・追加資料説明書

4 関係執行機関の陳述

関係執行機関の職員に対して、平成30年4月16日に陳述の聴取を行った。陳述には関係職員4名が出席し、総務部長が陳述を行った。その際、法第242条第7項の規定により請求人の立会いを認めたところ、4名が立会った。

第3 監査の結果

事実関係の確認、判断及び結論については、次のとおりである。

1 事実関係の確認

前記の監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって監査を行った結果、事実関係は次のとおりである。

(1) 契約の締結について

本件委託契約は、平成29年5月1日付けで市と連絡協議会との間で市政の円滑なる運営と行政能率の向上を図るため、亀岡市自治委員設置規則（以下「規則」という。）に基づき、締結された委託契約である。

本件委託契約書では、第1条に委託する業務、第2条に委託業務の処理として次のとおり規定されている。

(委託する業務)

第1条 発注者は、次に掲げる事務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 広報紙等の配布及び回覧
- (2) ポスター等の掲示
- (3) 要望等の調査及び取りまとめ
- (4) 事業実施に係る地元調査
- (5) 防災・防犯に係る情報の伝達及び被害状況の調査報告
- (6) 各種行事等に対する動員の取りまとめ
- (7) 各種募金等の取りまとめ
- (8) その他、市の必要とする事務

(委託業務の処理)

第2条 受注者は、発注者が特に指定するものを除くほか、原則として自治会加入世帯、非加入世帯にかかわらず事務を処理するものとする。

契約金額は、自治委員事務委託料各町分38,199,000円であり、委託の期間は、平成29年5月1日から平成30年3月31日までとなっている。

本件委託契約の契約方法は、業務内容の性質に照らし、本件委託契約書第1条に規定された業務全般を円滑かつ能率よく実施できるのは自治委員のみであるとして、その組織である連絡協議会に対して、市政の円滑なる運営と行政能率の向上を図るため、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号により随意契約として締結されていた。

しかし、決裁書において、市の『業務委託契約の運用基準』では、「一社単独随意契約の締結には、合理的かつ明確な理由を具体的に起案書に明記すること。あわせて、地方自治法施行令第167条の2の適用号を起案書に明記すること。」としているが、本件委託契約の決裁書には施行令第167条の2の適用号が明記されていなかった。

仕様書は、契約書だけでは業務の詳細がわかりにくい場合、委託者が要求する契約諸条件、すなわち品質、規格、数量及び具体的に実施するための作業手順などを詳細に定めたものであり、詳しく正確に受託者に指示するために作成するものである。必ずしも作成するものではないが、本件委託契約においては作成されていなかった。

業務は、平成29年4月1日から履行されており、委託料の算定も、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの12箇月分で算定されているが、本件委託契約書には、契約日が平成29年5月1日、委託期間が平成29年5月1日から平成30年3月31日と誤った記載がなされていた。

(2) 委託料の算定について

委託料の算定は、次のとおりである。

町(23町)ごとに平成20年4月1日の世帯数を基準とし、以下の計算に基づき算定されていた。

(各町の算定根拠)

均等割額+加入世帯分額+未加入世帯分額+調整額

900,000円+(@500×加入世帯数×世帯率)+(@250×未加入世帯数)+調整額

町ごとの算定結果の合計が委託料である。

(3) 本件委託事務の履行状況の確認について

ア 履行について

(ア) 本件委託契約書第1条の(1)関係

市は、広報紙等の配布の事務に関し、契約内容には配布の方法まで明記されておらず、自治会に備え置く等による配布も禁止していないため、非加入世帯に対しては適宜の手段で広報紙の配布の履行がなされていたと考えている。

また、本件委託契約書第2条には、「原則として自治会加入世帯、非加入世帯にかかわらず事務を処理するものとする。」と明記されており、非加入世帯に対しても業務全般は概ね履行されていたと判断している。

(イ) 本件契約書第1条の(2)から(8)関係

市は、(2)ポスター等の掲示、(3)要望等の調査及び取りまとめ、(4)事業実施に係る地元調査、(5)防災・防犯に係る情報の伝達及び被害状況の調査報告、(6)各種行事等に対する動員の取りまとめ、(7)各種募金等の取りまとめ、(8)その他、市の必要とする事務については、市が連絡協議会に依頼した業務内容の一覧を作成しており、概ね履行されていたと判断している。また、本件委託契約書第2条には、「原則として自治会加入世帯、非加入世帯にかかわらず事務を処理するものとする」と明記されており、非加入世帯に対しても業務全般は概ね履行されていたと判断している。しかしながら、加入、非加入世帯の区分をした形式での確認までは

できていないとしている。

(ウ) 業務完了報告書

連絡協議会から単年度を4期に分割して各期に作成された事業完了報告書が提出されていた。この事業完了報告書には、履行内容に委託事務の項目は明記されており、本件委託契約書第1条(1)(2)に係る広報紙やポスター等の配布物名、種別及び依頼者等が記載された書類が添付されていた。しかしながら、加入、非加入世帯の区分をした形式で事務を処理したかを確認できる書類はなかった。

イ 検査調書

法第234条の2に規定された契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため施行令第167条の15に基づき検査を実施したときは、亀岡市財務規則第132条第5項で検査調書を作成することとなっている。この検査調書が単年度4期に分割して各期に作成されていた。

検査調書は、4期とも、それぞれ連絡協議会から業務完了報告書の提出を受けたのちに作成され、検査年月日、検査員職・氏名等が記載され、押印されていた。各検査年月日は以下のとおりである。

	業務期間	業務完了報告日	検査年月日
第1期分	平成29年4月1日から 平成29年6月30日まで	平成29年6月30日	平成29年6月30日
第2期分	平成29年7月1日から 平成29年9月30日まで	平成29年9月30日	平成29年9月30日
第3期分	平成29年10月1日から 平成29年12月31日まで	平成30年1月4日	平成30年1月4日
第4期分	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年3月31日	平成30年3月31日

(4) 委託料の支出について

予算については、平成29年3月亀岡市議会定例会において平成29年3月27日付で平成29年度亀岡市一般会計予算の議決が行われていた。

款02総務費 項01総務管理費 目01一般管理費 節13委託料の支出科目から支出することを、平成29年5月1日付で決定する旨の決裁書が作成され、市長により決定されていた。

委託料は、本件委託契約書第5条に基づき、連絡協議会の指定する口座に4回(5月、7月、10月、1月)に分割して前金払いされていた。支払命令日、支払日及び支払金額は以下のとおりである。

	支払命令日	支払日	支払金額
第1期分	平成29年5月16日	平成29年5月25日	9,576,000円
第2期分	平成29年7月3日	平成29年7月20日	9,541,000円
第3期分	平成29年10月5日	平成29年10月19日	9,541,000円
第4期分	平成30年1月4日	平成30年1月18日	9,541,000円

(5) 広報紙等の配布について

市において作成される亀岡市の広報紙は、「キラリ☆亀岡おしらせ」と「キラリ☆亀岡」の2種類がある。「キラリ☆亀岡」は新聞折り込みを行い、「キラリ☆亀岡おしらせ」は本件委託契約書に基づき配布を行っている。また、市は多くの市民に、行政情報等が行きわたるよう、市内各公共機関等に広報紙等を備え置き自由に持ち帰ることができる環境整備を行っていた。

本件委託契約に基づく配布は、「キラリ☆亀岡おしらせ」を含め各担当課より配布依頼された行政情報等の広報物の配布である。市は、配布方法は本件委託契約書に明記されておらず、自治会に備え置く等による配布も禁止していないため、受託者においても、非加入世帯に対して適宜の手段で広報紙の配布の履行を行っていたとしている。

2 判断

前記の事実関係等を踏まえ、本件監査は次のとおり判断する。

(1) 本件委託契約の性質について

民法の規定をふまえ本件委託契約の性質を検討する。

契約とは、一定の法律効果の発生を目的として、複数の当事者が互いに相対立する意思表示を行い、それが合致することによって成立する法律行為である。(地方自治制度研究会 編集『地方財務実務提要』株式会社ぎょうせい)

民法第632条、第643条及び第656条において、請負、委任及び準委任は次のように定義され、受託者が仕事の完成義務を負う場合は請負、負わない場合は委任とされる。

また、委任については民法第644条で、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」と規定されている。

(請負)

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(委任)

第643条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(準委任)

第656条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

※「この節」とは、民法 第3編 第2章 第10節委任である。

以上の観点から本件委託契約をみると、本件委託契約の業務内容から、完成義務を負う請負契約ではなく、事務の処理を委託する委任契約であり、委託する業務の性質が法律行為にあたらぬ事務の処理であることから、民法第656条にいう準委任契約と解することができる。

(2) 本件委託事務の履行について

請求人は、自治会非加入世帯に対して、業務が完全に履行されていないと主張していることから、非加入世帯に対する本件委託契約の事務内容と履行について判断する。

ア 本件委託契約書第1条(1)の事務について

市は、本件委託契約書第1条(1)の事務における自治会非加入世帯に対する事務の履行については、広報紙等の配布について契約内容には配布の方法まで明記されておらず、自治会に備え置く等による配布も禁止していないため、非加入世帯に対して適宜の手段で広報紙の配布がなされていると主張している。

また、亀岡市議会の議事録で次のとおり市の答弁が記録されている。

《平成20年亀岡市議会9月定例会の会議録から一部要約して引用》

市は、市内の全世帯に広報を配布することを原則としている。

市は、亀岡市の広報は、「キラリ☆亀岡おしらせ」と「キラリ☆亀岡」の2種類がある。「キラリ☆亀岡おしらせ」は自治会を通じ毎月2回発行しており、「キラリ☆亀岡」は毎月第1日曜日に新聞折込みで市内の各世帯に配布している。いずれの広報紙の配布も、自治会配布や新聞折込みにあわせて、補完的に市役所の情報コーナーや、各自治会の事務所等公共施設等に配置の協力を得て、多くの市民に広報紙をごらんいただける環境づくりに努めている。

自治会未加入者への配布については、自治会において全戸配布を担っていただくということで、自治会連合会とも協議をして、配布をしているが、個別の自治会の事情によりすべてに配布することについては、課題があるのも現実である。

また、市民に直接かかわるものは、例えば申請等をいただくものは、直接郵送等で市民に通知をしている。広く市民に周知するものは、全戸配布等により配布をしている。

《平成22年亀岡市議会12月定例会の会議録から一部要約して引用》

自治会未加入者への補完措置は、公共施設等に配置しているほか亀岡市のホームページにも掲載しており、だれもがいつでも情報を得ることができるような環境整備に努めている。

上記の亀岡市議会の議事録の引用からすれば、市民に直接かかわる重要な情報は、直接郵送等で市民に通知をして市民の手元まで届けているのに対して、広く市民に周知する情報は、自治委員による全戸配布等により市民に配布するとしており、配布物の性質によって、その取扱いを区分している。

上記区分に従えば、本件委託契約においては、広く市民に周知する情報の広報物等の配布を委託していることから、市としても受託者である自治委員に対し、郵便事業者のように市民の手元に届けることまで委託した意思ではないと解されるため、自治委員が適宜の方法によって広報物等を配布すれば、仮に一部の市民の手元に届かなかったとしても委託業務を履行したものと評価される。

なお、市としては、個別の自治会の事情により自治会加入世帯及び非加入世帯のすべてに配布することについては課題があると理解しており、本件委託契約書第2条において「発注者が特に指定するものを除くほか」「自治会加入世帯、非加入世帯にかかわらず事務を処理する」ものとされている。自治委員の負担が比較的大きい自治会非加入世帯に対する配布については、適宜の方法による配布を「発注者が特に指定」したものととも解釈される。

よって、自治委員が自治会非加入世帯へ配布物を個別に全戸を訪問して配布していないとしても、非加入世帯に対して自治会に広報物等を備え置く等の適宜の手段で広報紙の配布の履行を行っていたとのことであり、さらに連絡協議会から配布物名を記載した書類が添付された業務完了報告書が4期に分け提出されていたことも考慮すれば、本件委託契約の性質が準委任契約であることに鑑み、市が意図する業務について連絡協議会が業務を履行していなかったとはいえず、また不完全履行であったともいえない。

イ 本件委託契約書第1条（2）から（8）の事務について

市は、（2）から（8）のポスター等の掲示、要望等の調査及び取りまとめなどの事務については、市が連絡協議会に依頼した業務内容の一覧を作成しており、概ね履行されていると判断している。本件委託契約書第2条には、「原則として自治会加入世帯、非加入世帯にかかわらず事務を処理するものとする。」と明記されており、非加入世帯に対しても業務全般は概ね履行されていると判断していたと主張している。

また、その一覧によると平成29年度に連絡協議会へ事務を依頼した事業内容は、（2）ポスター等の掲示については、第3回京都亀岡ハーフマラソン大会ポスター等の掲示、（3）要望等の調査及び取りまとめについては、平成30年度治山事業の実施要望について、（4）事業実施に係る地元調査については、亀岡市開発公園整備事業補助金交付に係る事業予定調書の提出について、（5）防災・防犯に係る情報の伝達及び被害状況の調査報告については、気象警報の情報伝達、被害家屋の確認についてなど項目ごとに（2）から（8）の業務全般にわたり74件の記載があった。

以上の観点から本件委託内容を判断する。

（2）から（8）の事務については、委託業務の性質上、必ずしも非加入世帯に対し

て何らかの対応を行わなければならないものではない。たとえば、(2)のポスター等の掲示については、市から掲示を依頼された場所にポスターを掲示すれば、委託事務の履行としては足りる。

また、(2)から(8)の多くの事務は各所管課から直接依頼された事務であり、その内容は一覧によっても確認できる。

よって、特に非加入世帯に対しては業務が履行されていないという根拠も見出しがたく、市が平成29年度に連絡協議会に依頼した業務内容の一覧により、自治委員が市から指示された内容に基づく委託事務を履行したものと解され、それを疑わせしめる根拠も存在しない。

よって、(2)から(8)の事務については、連絡協議会が業務を履行していなかったとはいえず、また不完全履行であったともいえない。

ウ 履行確認について

法第234条の2に規定された契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため施行令第167条の15に基づき検査を実施したときは、亀岡市財務規則第132条第5項で検査調書を作成することとなっている。

以上の観点から判断すると、連絡協議会から単年度を4期に分割した業務完了報告書の提出を受け、各期に検査調書が作成されており違法又は不当な事項は認められない。

(3) 支出負担行為について

ア 支出負担行為

支出負担行為とは、法第232条の3に規定されており、法令又は予算の定めるところに従って行われる支出の原因となる契約その他の行為をいう。これは支出負担行為の内容が法令又は予算に違反してはならないことを意味する。

以上の観点から判断すると、平成29年5月1日付けで支出負担行為を行うことについての決裁書が作成されており、平成29年5月1日付けで市と連絡協議会との間で契約書が作成されていた。なお、契約書上の平成29年5月1日との記載は誤記であり、実際上は、平成29年4月1日以降の委託事務分も含め契約が締結されていたとのことである。

予算については、平成29年3月亀岡市議会定例会において平成29年3月27日付けで予算の議決が行われていた。

よって、本件支出負担行為は、市と連絡協議会との間の契約に基づくものであり、支出の原因となる契約が存在することから、違法又は不当な事項は認められない。

イ 契約手続き

本件委託契約は、施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入

札に適しないもの」を適用した随意契約であった。施行令（昭和49年政令第203号による改正前のもの）第167条の2第1項第1号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である（最高裁判所第二小法廷昭和62年3月20日判決）とされている。

以上の観点から判断すると、本件委託契約書第1条の業務を委託する相手方として、市政の円滑なる運営と、行政能率の向上を図るため設置された自治委員で構成された連絡協議会と契約を締結したことは、自治委員を通じて市民への情報伝達等の業務を効率的に行うことができることから相当な方法であり、他の方法と比較検討する中で安価で財政効果を図れることから市の利益増進につながると合理的に判断できる。また、本件委託契約書に基づく委託料は、規則に基づき自治委員任務の処理に要する経費として交付される委託料である。

よって、契約手続きにおいても違法又は不当な事項は認められない。

（4）支出について

支出命令とは、地方公共団体の長が当該地方公共団体の歳出について、債務が確定した旨を会計管理者に通知し、支出を命令することである。

会計管理者は、独立した権限を持つ会計機関として出納に関する事務をつかさどるものであるが、支出行為は、会計管理者のみによって行使できるものでなく、地方公共団体の長の支出命令によってはじめて行われるものである。

会計管理者は、支出命令を受けた場合は、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。しかし、支払い方法の特例の一つとして、前金払がある。この前金払は、法第232の5第2項、施行令第163条により、債権者、債務金額ともに確定しているものについて、支払うべき事実の確定又は時期の到来以前において、債務金額の全部又は一部を支払うことをいう。

以上の観点から支出をみると、本件委託契約業務は、亀岡市議会で予算の議決がなされ、平成29年5月1日付けで支出負担行為を行うことについての決裁書の作成、平成29年5月1日付けで市と連絡協議会との間で契約書が作成されている。この支出負担行為に基づき支出決定が行われていた。また、支出については、支払うべき事実の確定又は時期の到来以前ではあるが、本件委託契約書により債権者、債務金額ともに確定しており、施行令第163条第1項第2号を適用し本件委託契約書第5条に基づき分割（5月、7月、10月、1月）して前金払いされていることから違法又は不当とは認められ

ない。

3 結論

以上のことから、本件請求について次のとおり判断する。

- (1) 本件委託契約において、非加入世帯に対して業務が履行されていないにも関わらず市が委託料の全額を連絡協議会に支払ったことは違法又は不当な支払いであるという主張については、本件委託契約について、準委任契約と本件委託契約の業務の性質上、連絡協議会が委託業務を履行していなかったとはいえない。

よって、市が連絡協議会に対し、本件委託契約に基づき委託した事務処理に対する委託料を支払ったに過ぎず、支払い手続きにおいて違法又は不当な事項は認められないことから、請求人の主張には理由がないため棄却とする。

- (2) 平成29年度以前から業務の履行が実施されていない事実を知らず、履行をしていない連絡協議会と特命随意契約で契約を締結したことは違法又は不当な契約であるという主張については、平成29年度の本件委託契約について、準委任契約と本件委託契約の業務の性質上、連絡協議会が業務の履行を実施していなかったとはいえない。また、市は以前から業務が履行されていたと認識のもと契約を締結していた。

よって、支出負担行為の手続きにおいて違法又は不当な事項は認められないことから、請求人の主張には理由がないため棄却とする。

- (3) 不完全履行にも関わらず委託料の全額を前払いし続けていた支出命令は、違法又は不当な支出命令であるという主張については、本件委託契約について、準委任契約と本件委託契約の業務の性質上、連絡協議会の委託業務の履行が不完全履行であったとはいえない。

また、前金払は、債権者、債務金額ともに確定しているものについて、支払うべき事実の確定又は時期の到来以前において、債務金額の全部又は一部を支払うものであり、完全履行かどうかは関係がない。

よって、施行令第163条第1項第2号を適用し本件委託契約書第5条に基づき分割して前払いされていることから、請求人の主張には理由がないため棄却とする。

- (4) 不完全履行にも関わらず支払った委託料の返還請求を行わないことは怠る事実であるという主張については、本件委託契約について、準委任契約と本件委託契約の業務の性質上、連絡協議会の委託業務の履行が不完全履行であったとはいえない。

よって、市が連絡協議会に対して委託料の返還請求を行う理由がないことから、請求人の主張には理由がないため棄却とする。

- (5) 契約不履行部分の補完措置を市の負担において行いながら、連絡協議会にその経費を求償しないことは怠る事実であるという主張については、本件委託契約について、

準委任契約と本件委託契約の業務の性質上、連絡協議会の委託業務の履行が不完全履行であったとはいえない。

よって、補完措置は本件委託契約の委託業務の範囲外にある市の独自の業務として行われていることから、請求人の主張には理由がないため棄却とする。

- (6) 市と連絡協議会の間で平成30年度において同様の契約を締結し、一部不履行にも関わらず委託料が全額支払われる可能性が高いので、故意に履行を怠ってきた連絡協議会と市との契約締結の差止めを求めるという主張については、本件委託契約について、準委任契約と本件委託契約の業務の性質上、連絡協議会の委託業務の履行が不完全履行であったとはいえない。

よって、平成30年度において連絡協議会が本件委託契約に基づく委託業務を怠るという具体的な根拠はないことから、請求人の主張には理由がないため棄却とする。